


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市学校運営協議会規則の制定に伴い、学校運営協議会に関することを東大和市立学校の管理運営に関する規則に追加する必要があるため、規則の一部を改正するものである。また、学校教育法施行令及び施行規則の一部改正により、引用している条項にずれが生じたため、併せて修正するものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本規則中第27条第3項中「結果を」の次に「学校運営協議会（東大和市学校運営協議会規則（令和2年教委規則第1号）に基づき設置される学校運営協議会をいう。次条において同じ。）又は」を加える。</li> <li>・第28条第1項に「ただし、学校運営協議会を設置した学校を除く。」を加える。</li> <li>・その他の条項についても改める。</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 学校運営協議会を追加することにより、全ての学校を学校評価の対象とすることができるとともに、適正な学校の管理運営及び学校教育法との整合を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和2年1月22日 文書課において審査済み 1月28日 教育委員会定例会において議決</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。